

社会福祉法人 みどりの里

役員等の報酬、及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 みどりの里の理事、評議員及び監事の報酬及び諸手当の支給並びに費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額)

第2条 報酬の額は、予算の範囲内において理事長が定める。

(費用弁償)

第3条 費用弁償の額は、理事長が定める。

(支給方法)

第4条 支給方法は、職員の例による。

(支給除外)

第5条 施設長その他、常勤の職員である理事については本規程を適用しない。

附則

この規程は平成16年10月1日より施行する。

役員報酬規程第2条、第3条に定める報酬等の額

1. 常勤理事の報酬
月額230,000円
〔平成19年4月1日より変更
平成19年3月28日理事会において承認〕
2. 非常勤理事（理事長）の報酬
月額50,000円
〔平成20年4月1日より変更
平成20年3月28日理事会において承認〕
3. 費用弁償 理事会（評議員会）に出席した役員
1回につき、3,000円
但し、理事と評議員を兼務する者が、同日に開催した理事会と評議員会に出席した場合の費用弁償は1回とみなす。
〔平成26年4月1日より変更（但書を追加）
平成26年3月26日理事会において承認〕